

☆感染症登園基準

A) 医師が記入した意見書「登園許可証」が必要な感染症

病名	登園のめやす	潜伏期間
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	8～12日
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから	1～3日（平均2日）
風しん	発しんが消失してから	14～21日（通常16～18日）
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化してから	11～21日
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	14～24日（通常18日前後）
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで	2年以内、特に6ヶ月以内に多い
咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状が消え、2日経過してから	5～7日（アデノウイルス）
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから	7～14日（アデノウイルス）
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	7～10日
腸管出血性結膜炎 (0157 026 0111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの	3～8日
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで	約1日
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで	3～4日

B) 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん（ヘルペス）	全ての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと

C) 場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症（登園届は必要としない）

病名	登園のめやす
伝染性膿痂しん（とびひ）	皮しんが乾燥しているか、浸潤部分が覆える程度のものであること
伝染性軟属種（水いぼ）	掻きこわし傷から、浸出液が出ているときは被覆すること
頭じらみ症	駆除を開始していること

☆内服薬・・・原則として、園で飲み薬は預からない。ただし、慢性疾患などの長期的な内服が必要な場合及び「溶連菌感染症」の内服については預かることは可能。また、内服薬を預かる前に保護者に保育園に通っていること、保育時間外（家庭）での内服が可能かを医師に相談してもらうようお願いする。

「与薬依頼書」
に医師が記入

☆外用薬・・・医師から処方された軟膏類や目薬は、必要に応じて預かる。その際は、「外用薬依頼書・連絡票」を保護者に記入してもらう。